主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、本件解約申入について正当事由がないというにあるも、原審の認定した 当事者双方の事情を比較考量すれば、正当の事由があるとした原審の判断は肯認で きる。それ故論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎